

# 国立大学法人愛媛大学業務組織規程

〔平成17年 4月 1日〕  
規則第 335号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学基本規則第25条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「法人」という。）が行う業務を処理する組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 大学本部

### 第1節 組織等

#### (設置)

第2条 法人に、国立大学法人愛媛大学本部（以下「大学本部」という。）を置く。

#### (組織)

第3条 大学本部は、次の各号に掲げる者並びに第5条及び第6条に規定する危機管理室及び各部をもって組織する。

(1) 学長

(2) 各理事

2 学長は、大学本部の業務を総括する。

#### (理事等の担当業務)

第4条 学長は、各理事、各副学長及び各学長特別補佐（以下「各理事等」という。）に、別表に掲げる業務の担当を命じ、当該業務を掌理させるものとする。

#### (危機管理室)

第5条 大学本部に、危機管理に関する業務を執行する組織として、危機管理室を置く。

#### (基金室)

第5条の2 大学本部に、愛媛大学基金（以下「基金」という。）に関する業務を執行する組織として、基金室を置く。

#### (部)

第6条 大学本部に、各理事等を補佐しその命じられた業務を執行する組織として、次に掲げる部を置く。

総務部

財務部

施設基盤部

教育学生支援部

研究支援部

社会連携支援部

国際連携支援部

#### (理事等の業務分掌等)

第7条 各理事等の業務分掌並びにその業務に係る前条に規定する各部、第5条に規定する危機管理室及び第5条の2に規定する基金室の分担は、別表に定めるとおりとする。

### 第2節 各部の組織

#### (部の課及び室)

第8条 第6条に規定する各部に、次の課及び室を置く。

総務部

総務課

経営企画課

人事課  
広報課  
学長秘書室  
就業環境推進室  
財務部  
財務企画課  
経理調達課  
施設基盤部  
施設企画課  
施設整備課  
安全環境課  
教育学生支援部  
教育企画課  
教育支援課  
教育センター事務課  
学生生活支援課  
入試課  
就職支援課  
附属学校園事務課  
四国地区国立大学連合アドミッションセンター事務室  
研究支援部  
研究支援課  
総合情報メディアセンター事務課  
社会連携支援部  
社会連携課  
産学官連携推進室  
国際連携支援部  
国際連携課

### 第3節 各部及び危機管理室の構成員

(部長等)

第9条 大学本部の各部、各課及び各室にそれぞれ部長、課長及び室長を置く。

2 教育学生支援部に、次長を置く。

3 大学本部の各部（教育学生支援部を除く。）に、必要に応じて、次長を置くことができる。

4 大学本部の各部に、必要に応じて、主幹を置くことができる。

5 各部長は、当該業務を担当する理事、副学長又は学長特別補佐の命を受け、当該部の事務を処理する。

6 各次長は、当該部長の職務を補佐し、当該部の事務を処理する。

7 各課長は、それぞれ上司の命を受け、当該課の事務を処理する。

8 各室長は、それぞれ上司の命を受け、当該室の事務を処理する。

9 各主幹は、それぞれ上司の命を受け、当該部に係る特命事項に関する事務を処理する。

(副課長及び副室長)

第10条 大学本部の課に、副課長を置くことができる。なお、特に必要がある場合は、室に副室長を置くことができる。

2 副課長及び副室長は、当該課長又は室長の職務を補佐し、当該課又は室における高度な専門的業務を処理する。

(チームリーダー等)

第11条 大学本部の各部、危機管理室及び基金室に、チームリーダー、サブリーダー、部

員又は室員（以下「チームリーダー等」という。）を置く。

- 2 各チームリーダーは、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。
- 3 各サブリーダーは、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。
- 4 各部員は、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。
- 5 各室員は、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

#### 第4節 各部及び危機管理室の所掌事務

（総務部）

第12条 総務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法人の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学長室に関すること。
- (3) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会に関すること。
- (4) 学長候補者の選考事務及び学長選考会議に関すること。
- (5) 大学本部の他の部及び危機管理室の所掌に属しない全学的な会議に関すること。
- (6) 機密に関すること。
- (7) 儀式その他諸行事に関すること。
- (8) 渉外に関すること。
- (9) 職員の苦情相談に関すること。
- (10) 出張及び旅行の総括に関すること。
- (11) 交通安全対策（城北地区）に関すること。
- (12) 学部、学科、大学院等の設置及び改廃に関すること。
- (13) 学則その他諸規則等の制定及び改廃に関すること。
- (14) 印章（会計関係の印章を除く。）の管守に関すること。
- (15) 法人文書の管理に関すること。
- (16) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (17) 国立大学法人愛媛大学サテライトオフィス東京の業務に関すること。
- (18) 郵便の收受及び発送に関すること。
- (19) 共用車（総務部所有の物に限る。）の管理に関すること。
- (20) 校友会の支援に関すること。
- (21) ミュージアムに関すること。
- (22) 法人の長期的な目標の策定に関すること。
- (23) 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）第30条に規定する中期目標及び国大法第31条に規定する中期計画に関すること。
- (24) 国大法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第31条に規定する年度計画に関すること。
- (25) 国大法第31条の2に規定する各事業年度の業務の実績評価法人の中期目標期間における業務の実績評価に関すること。
- (26) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条に規定する自己点検・評価及び認証評価に関すること。
- (27) 自己点検評価室に関すること。
- (28) 経営情報分析室に関すること。
- (29) 定員管理に関すること。
- (30) 任免に関すること。
- (31) 服務に関すること。
- (32) 人事評価に関すること。
- (33) 人材育成に関すること。
- (34) 賞罰に関すること。
- (35) 労働時間に関すること。
- (36) 労務管理制度に関すること。

- (37) 労働組合に関すること。
- (38) 女性未来育成センターに関すること。
- (39) 環境整備室に関すること。
- (40) 人事記録に関すること。
- (41) 給与に関すること。
- (42) 所得税等の徴収に関すること。
- (43) 給与制度の企画及び立案に関すること。
- (44) 健康管理及び福祉に関すること。
- (45) 総合健康センターに関すること。（施設基盤部及び教育学生支援部の所掌する事務を除く。）
- (46) 役員の傷害補償に関すること。
- (47) 職員の災害補償に関すること。
- (48) 退職手当に関すること。
- (49) 共済組合に関すること。
- (50) 大学の広報活動に関する事務を総括し、及び連絡調整すること。
- (51) 広報室及び国際広報班に関すること。
- (52) 大学の広報活動に係る情報の収集及び発信に関すること。
- (53) 大学概要その他広報誌の発行に関すること。
- (54) 大学のホームページに関すること。
- (55) 大学のビジュアル・アイデンティティに関すること。
- (56) その他大学の広報活動に関する事務を処理すること。
- (57) 学長の事務に関すること。
- (58) 役員、副学長等の秘書業務に関すること。
- (59) 人権侵害防止に関すること。
- (60) 総務部の業務における危機管理に関すること。
- (61) 所掌事務の調査統計及びシステム運用その他諸報告に関すること。
- (62) その他総務に関する事務及び他の事務組織の所掌に属しない事務を処理すること。

（財務部）

第13条 財務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 会計諸規則に関すること。
- (3) 会計業務に係る渉外事務に関すること。
- (4) 会計業務に係る訴訟事務に関すること。
- (5) 職員会館の管理に関すること。
- (6) 会計事務の照査、指導及び監督に関すること。
- (7) 外部機関による会計監査に関すること。
- (8) 予算に関すること。
- (9) 概算要求に関すること。
- (10) 決算及び財務諸表の作成に関すること。
- (11) 財務分析及び財務改善（増収・節減）に関すること。
- (12) 経営努力認定に関すること。
- (13) 計算証明に関すること。
- (14) 資金の運用に関すること。
- (15) 固定資産等の管理に係る総括事務に関すること。
- (16) 損害保険に関すること。
- (17) 宿舎に関すること。
- (18) 土地及び建物の貸借に関すること。
- (19) 学内の警備及び防火に関すること。
- (20) 資金の管理に関すること。

- (21) 収入及び支出に関すること。
- (22) 債権の管理に関すること。
- (23) 財務会計システムの利用に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (24) 政府調達契約及び官公需契約に係る指導及び連絡調整に関すること。
- (25) 城北地区の各部局の旅費及び謝金の支出に関すること。
- (26) 城北地区の各部局の物品調達、役務等の契約に関すること。
- (27) 城北地区の各部局の固定資産等の管理データの登録に関すること。
- (28) 城北地区の各部局の研究補助金の経理に関すること。
- (29) 城北地区の各部局の諸収入金の収納に関すること。
- (30) 大学本部予算の執行管理に関すること。
- (31) 財務部の業務における危機管理に関すること。
- (32) 所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (33) その他財務に関する事務を処理すること。

(施設基盤部)

第14条 施設基盤部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設に係る計画、整備及び管理（以下「施設整備等」という。）に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 施設整備等に係る予算に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (3) 施設整備等の入札及び請負契約事務に関すること。
- (4) 施設整備等の調査統計及び諸報告に関すること。
- (5) 施設計画のマネジメントに関すること。
- (6) 施設整備等の計画に関すること。
- (7) 施設整備等の予算に関すること。
- (8) 施設整備等の設計及び積算に関すること。
- (9) 施設整備等の施工及び監理に関すること。
- (10) 施設整備等の検査に関すること。
- (11) 施設整備のマネジメントに関すること。
- (12) 施設整備等の届出及び報告に関すること。
- (13) 施設維持保全の計画に関すること。
- (14) 施設維持保全の予算に関すること。
- (15) 施設維持保全の設計及び積算に関すること。
- (16) 施設維持保全の施工及び監理に関すること。
- (17) 施設維持保全の検査に関すること。
- (18) 施設管理のマネジメントに関すること。
- (19) 施設維持保全の届出及び報告に関すること。
- (20) 安全衛生管理体制に関すること。
- (21) 総合健康センターに関すること。(総務部及び教育学生支援部の所掌する事務を除く。)
- (22) 作業環境管理に関すること。
- (23) 安全衛生教育に関すること。
- (24) 環境マネジメントに関すること。
- (25) エネルギーマネジメントに関すること。
- (26) エネルギーに関する届出及び報告に関すること。
- (27) 施設基盤部の業務における危機管理に関すること。
- (28) 所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (29) 施設整備に係る埋蔵文化財発掘調査に関すること。
- (30) その他施設整備等に関する事務を処理すること。

(教育学生支援部)

第15条 教育学生支援部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

- (2) 教育・学生支援機構に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (3) 教育学生支援部に係る諸規則に関すること。
- (4) 総合健康センターに関すること。（総務部及び施設基盤部の所掌する事務を除く。）
- (5) 教育課程に関すること(医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (6) 授業及び試験に関すること(医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (7) 学生の修学指導に関すること(医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (8) 学生の学籍その他記録に関すること（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (9) 教育職員免許に関すること(医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (10) 学生の入学、転学部、休学、留学、退学、除籍、卒業及び修了に関すること(医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (11) 学部及び大学院の学位に関すること。（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (12) 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び受託研究生に関すること(医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (13) 学生の証明に関すること(医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (14) 学生支援センターに関すること。
- (15) 学生の福利厚生に関すること（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (16) 学生宿舎の事務並びに維持及び管理に関すること（農学部の所掌する事務を除く。)
- (17) 入学料の免除及び徴収猶予に関すること。（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (18) 授業料の免除、徴収猶予及び分納に関すること。（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (19) 奨学金事務に関すること。（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (20) 学生の経済相談に関すること。（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (21) 学生の生活に関する相談及び指導助言に関すること。（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (22) 学生のセクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関すること。
- (23) 学生の正課外教育に関すること（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (24) 正課外活動施設の維持及び管理に関すること（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (25) 学生団体に関すること。（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (26) 学生旅客運賃割引証に関すること。
- (27) 学生教育研究災害傷害保険に関すること。
- (28) アドミッションセンターに関すること。
- (29) 入学者の選抜(大学入試センター試験を含む。)を実施、総括し、及び連絡調整すること。（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (30) 入学者選抜方法の改善に関し、企画及び立案すること。
- (31) 入学試験に関する情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (32) 入学者選抜に関する広報及び学生募集に関すること。
- (33) 学生の就職支援に関すること(医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (34) キャリア教育等の支援及び推進に関すること。（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (35) 学生の就職に係る企業等への広報及び開拓に関すること(医学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (36) 共通教育センター及び英語教育センターに関すること。
- (37) 共通教育及び英語教育の授業計画及び実施に関すること。
- (38) 教育企画室に関すること。
- (39) 附属学校園に関すること（教育学部及び農学部の所掌する事務を除く。)
- (40) 四国地区国立大学連合アドミッションセンターに関すること。
- (41) 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国愛媛大学分室に関すること(研究支援部の

所掌する事務を除く。)

- (42) 高大接続推進室に関する事。
- (43) コンソーシアムに関する事。
- (44) 生涯学習に関する事。
- (45) 能力開発室に関する事。
- (46) バリアフリー推進室に関する事。
- (47) 教職総合センターに関する事。
- (48) 教育学生支援部の業務における危機管理に関する事。
- (49) 所掌事務に関する調査統計及びシステム運用その他諸報告に関する事。
- (50) その他教育学生支援に関する事務を処理する事。

(研究支援部)

第16条 研究支援部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究支援事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (2) 学術団体等との連絡に関する事。
- (3) 科学研究費補助金等の競争的研究資金その他研究助成に関する事。
- (4) 先端研究・学術推進機構に関する事。
- (5) 沿岸環境科学研究センターに関する事。
- (6) 地球深部ダイナミクス研究センターに関する事。
- (7) プロテオサイエンスセンターに関する事。
- (8) 東アジア古代鉄文化研究センターに関する事。
- (9) 宇宙進化研究センターに関する事。
- (10) 学術支援センターに関する事。
- (11) 教育研究高度化支援室に関する事。
- (12) 総合情報メディアセンターに関する事。
- (13) 埋蔵文化財調査室に関する事。
- (14) 学術企画室に関する事。
- (15) 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国愛媛大学分室に関する事(教育学生支援部の所掌する事務を除く。)
- (16) 先進超高压科学研究拠点及び化学汚染・沿岸環境研究拠点に関する事。
- (17) 研究支援部の業務における危機管理に関する事。
- (18) 所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。
- (19) その他研究支援に関する事務を処理する事。

(社会連携支援部)

第16条の2 社会連携支援部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 社会連携支援事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (2) 社会連携推進機構に関する事。
- (3) 産学連携推進センターに関する事。
- (4) 知的財産センターに関する事。
- (5) 地域人材育成支援室に関する事。
- (6) 地域創成研究センターに関する事。
- (7) 防災情報研究センターに関する事。
- (8) 南予水産研究センターに関する事。
- (9) 植物工場研究センターに関する事。
- (10) 紙産業イノベーションセンターに関する事。
- (11) 地域協働センター西条に関する事。
- (12) 社会連携企画室に関する事。
- (13) 四国産学官連携イノベーション共同推進機構愛媛大学サテライトオフィスに関する事。
- (14) 地域共創コンソーシアムに関する事。

- (15) 産官学連携及び地域連携に関すること。
- (16) 共同研究, 受託研究及び寄附金の受入れに関すること。
- (17) 知的財産権に関すること。
- (18) 社会連携支援部の業務における危機管理に関すること。
- (19) 所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (20) その他社会連携支援に関する事務を処理すること。

(国際連携支援部)

第16条の3 国際連携支援部においては, 次の事務をつかさどる。

- (1) 国際連携支援事務に関し, 総括し, 及び連絡調整すること。
- (2) 国際連携推進機構に関すること。
- (3) 国際連携企画室に関すること。
- (4) 国際教育支援センターに関すること。
- (5) アジア・アフリカ交流センターに関すること。
- (6) 学術の国際連携推進に関すること。
- (7) 国際連携に係る各種助成に関すること。
- (8) 外国人留学生の支援に関すること。
- (9) 学生の海外派遣に関すること。
- (10) 愛媛県留学生等交流推進会議に関すること。
- (11) 国際交流会館に関すること。
- (12) 国際連携支援部の業務における危機管理に関すること。
- (13) 所掌事務に関する調査統計及びシステム運用その他諸報告に関すること。
- (14) その他国際連携支援に関する事務を処理すること。

(危機管理室)

第17条 危機管理室においては, 危機管理に関し, 総括し, 連絡調整する事務をつかさどる。

(基金室)

第17条の2 基金室においては, 次の事務をつかさどる。

- (1) 基金室の基本方針及び行動計画の策定に関すること。
- (2) 基金にかかる企画立案及び実施に関すること。
- (3) その他基金に関する事務を処理すること。

### 第3章 学部等

#### 第1節 学部事務課等

(設置)

第18条 各学部(医学部を除く。)に事務課を置く。

2 医学部に, 次の課を置く。

総務課

経営管理課

医事課

人事労務課

研究協力課

施設課

学務課

医療サービス課

3 図書館に事務課を置く。

#### 第2節 学部事務課等の構成員

(学部事務課長)

第19条 前条第1項及び第3項の事務課に事務課長を置く。

2 各事務課長は、それぞれ当該学部及び図書館の長(農学部の事務課長にあつては連合農学研究科の長を含む。)の命を受け、当該事務課の事務を処理する。

(医学部運営部長等)

第20条 医学部に、医学部運営部長を置き、各課に課長を置く。

2 医学部に、必要に応じて、医学部運営部次長を置くことができる。

3 医学部運営部長は、医学部長及び医学部附属病院長の命を受け、医学部の事務を処理する。

4 医学部運営部次長は、医学部運営部長の職務を補佐し、医学部の事務を処理する。

5 各課長は、それぞれ上司の命を受け、当該課の事務を処理する。

(副課長)

第21条 各学部(医学部を除く。)及び図書館の事務課並びに医学部の課に、副課長を置くことができる。

2 副課長は、当該課長の職務を補佐し、当該課における高度な専門的業務を処理する。

(チームリーダー等)

第22条 各学部(医学部を除く。)及び図書館の事務課並びに医学部の事務部に、チームリーダー、サブリーダー、部員又は課員を置く。

2 各チームリーダーは、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

3 各サブリーダーは、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

4 各部員又は各課員は、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

### 第3節 学部事務課等の所掌事務

(学部事務課(医学部を除く。))

第23条 各学部(医学部を除く。)の事務課においては、当該学部に係る次の事務をつかさどる。

(1) 学部の事務に関し、統括し、及び連絡調整すること。

(2) 儀式その他諸行事に関すること。

(3) 教授会その他の会議に関すること。

(4) 職員の服務及び福祉に関すること。

(5) 諸規則等の制定及び改廃に関すること。

(6) 職員の出張及び旅行に関すること。

(7) 渉外に関すること。

(8) 印章の管守に関すること。

(9) 文書類の收受、発送及び整理保存に関すること。

(10) 予算の管理に関すること。

(11) 職員の給与等の支給に関すること。

(12) 研究補助金に関すること。

(13) 受託研究費及び共同研究費に関すること。

(14) 寄附金に関すること。

(15) 物品の調達及び管理に関すること。

(16) 照査に関すること。

(17) 共済組合に関すること。

(18) 施設等の保守に関すること。

(19) 固定資産等の管理に関すること。

(20) 清掃及び衛生に関すること。

(21) 車両の管理に関すること。

(22) 安全衛生に関すること。

(23) 環境管理に関すること

(24) 当該学部における危機管理に関すること。

(25) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関すること。

- (26) その他当該学部に関する事務を処理すること。  
2 農学部の事務課においては、前項に定める事務に加えて、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者の選抜及びその他諸試験に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (3) 学生の学籍その他記録に関すること。
- (4) 学生の正課外活動に関すること。
- (5) 学生の福利厚生に関すること。
- (6) 学位審査に関すること。
- (7) 学生の就職支援等に関すること。

(医学部事務部)

第24条 医学部においては、医学部に係る次の事務をつかさどる。

- (1) 学部及び医学部附属病院(以下「病院」という。)の事務に関し、統括し、及び連絡調整すること。
- (2) 儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 教授会その他の会議に関すること。
- (4) 諸規則等の制定及び改廃に関すること。
- (5) 渉外に関すること。
- (6) 印章の管守に関すること。
- (7) 臨床研修に関すること。
- (8) 文書類の收受、発送及び整理保存に関すること。
- (9) 学部及び病院の予算の管理に関すること。
- (10) 病院の経営に関すること。
- (11) 照査に関すること。
- (12) 小口現金の経理に関すること。
- (13) 職員の給与等の支給に関すること。
- (14) 物品の調達及び管理並びに役務等の契約に関すること。
- (15) 共済組合に関すること。
- (16) 患者に関すること。
- (17) 社会保険等に関すること。
- (18) 病院収入に関すること。
- (19) 未収附属病院収入の債権管理に関すること。
- (20) 病院情報システムの管理及び運営に関すること。
- (21) 職員の服務及び福祉に関すること。
- (22) 職員の人事に関すること。
- (23) 職員の出張及び旅行に関すること。
- (24) 安全衛生に関すること。
- (25) 研究補助金に関すること。
- (26) 受託研究費及び共同研究費に関すること。
- (27) 寄附金に関すること。
- (28) 共同研究施設の管理及び維持に関すること。
- (29) 施設維持保全及び施設整備等に関すること。
- (30) 固定資産等の管理に関すること。
- (31) 清掃及び衛生に関すること。
- (32) エネルギー等の管理に関すること。
- (33) 駐車場の管理、交通規制等に関すること。
- (34) 宿舎の管理に関すること。
- (35) 入学者の選抜及びその他諸試験に関すること。
- (36) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (37) 学生の学籍その他記録に関すること。

- (38) 学生の正課外活動に関する事。
- (39) 学生の福利厚生に関する事。
- (40) 学位審査に関する事。
- (41) 学部及び病院における危機管理に関する事。
- (42) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関する事。
- (43) 学部及び病院の国際化に関する事。
- (44) その他学部及び病院に関する事務を処理する事。

(図書館事務課)

第24条の2 図書館事務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館(分館を含む。)の事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (2) 愛媛大学機関リポジトリの管理運営に関する事。
- (3) 図書館資料の整備に関する事。
- (4) 図書館資料のデータベース作成に関する事。
- (5) 図書館サービスに係る企画及び立案に関する事。
- (6) 学術情報及び図書館資料の利用に関する事。
- (7) 図書館資料等の相互利用に関する事。
- (8) 参考調査に関する事。
- (9) 図書館情報リテラシーに関する事。
- (10) 図書館の業務における危機管理に関する事。
- (11) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関する事。
- (12) その他図書館に関する事務を処理する事。

#### 第4章 監査室

(設置)

第25条 法人に、監査室を置く。

(室長)

第26条 監査室に、室長を置く。

2 監査室長は、学長の命を受け、監査室の事務を処理する。

(副室長)

第27条 監査室に、副室長を置くことができる。

2 副室長は、監査室長の職務を補佐し、監査室における高度な専門的業務を処理する。

(チームリーダー等)

第28条 監査室に、チームリーダー、サブリーダー又は室員を置く。

2 各チームリーダーは、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

3 各サブリーダーは、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

4 各室員は、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

(所掌事務)

第29条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 内部監査の実施に関する事。
- (2) 監事の監査業務の支援に関する事。
- (3) 監事監査及び会計監査人監査との連携及び調整に関する事。
- (4) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関する事。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月8日から施行し、平成18年3月1日から適用する。

附 則  
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則  
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成22年11月10日から施行し、平成22年10月27日から適用する。  
ただし、別表中、国際連携・広報の担当業務に係る改正規定は、平成22年11月1日から適用する。

附 則  
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成25年5月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則  
この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成25年9月11日から施行する。

附 則  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成26年5月14日から施行する。

附 則  
この規程は、平成26年9月10日から施行する。

附 則  
この規程は、平成26年12月10日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表

## 担 当 業 務 表

職名	担当	主要業務内容	担当事務組織
理事・副学長	企画・財務・広報	全学事業企画，財務，広報（広報室長兼務）	総務部 財務部
理事・副学長	教育	教育，学生支援（教育・学生支援機構長兼務）	教育学生支援部
理事・副学長	社会連携・渉外	社会連携（社会連携推進機構長兼務），校友会・同窓会との連携	社会連携支援部 総務部
理事・副学長	学術・環境	学術（先端研究・学術推進機構長兼務），安全衛生管理，環境マネジメント	研究支援部 施設基盤部
理事	総務・施設	事務組織統括，大学改革企画調整，危機管理，基金，職員研修，施設	危機管理室 基金室 総務部 施設基盤部
副学長	附属学校	附属高等学校，教育学部附属学校園	教育学生支援部 教育学部
副学長	国際連携・地域医療	国際連携（国際連携推進機構長兼務），地域医療支援・連携	国際連携支援部 医学部総務部
副学長	労務・ダイバーシティ	人権問題，人事制度（ダイバーシティ推進本部長兼務）	総務部
副学長	評価	自己点検評価，中期目標・中期計画（自己点検評価室長兼務）	総務部
学長特別補佐	教育	共通教育，高大連携	教育学生支援部
学長特別補佐	教育	教育企画，能力開発	教育学生支援部
学長特別補佐	学術	学術推進，設備共同利用	研究支援部
学長特別補佐	学術	先端研究推進	研究支援部
学長特別補佐	社会連携	産学連携	社会連携支援部
学長特別補佐	社会連携	地域連携	社会連携支援部
学長特別補佐	国際連携	国際連携企画，国際人材育成	国際連携支援部